



優良事業者



山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度



許可番号01914001455号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山梨県韮崎市下祖母石2278番地  
氏 名 高野産業株式会社  
代表取締役 高野 実

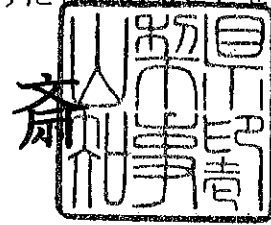
〔法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

後 藤



許可の年月日 平成28年 8月14日

許可の有効年月日 平成35年 8月13日

## 1 事業の範囲

|          |   |
|----------|---|
| 産業廃棄物の種類 | 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん<br>以上16種類<br>※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 |
|          | 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。   |
| 積替え保管の有無 | 有り  |

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

|          |   |
|----------|---|
| 所在地      | 山梨県韮崎市下祖母石2278番地1   |
| 面積       | 76㎡(屋内保管)   |
| 産業廃棄物の種類 | 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん<br>以上16種類<br>※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 |
|          | 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。   |
| 保管上限     | 190㎡  |

|          |  |
|----------|--|
| 所在地      | 山梨県韮崎市下祖母石2278番地1  |
| 面積       | 25㎡(屋内保管)  |
| 産業廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類<br>以上8種類<br>※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。<br>上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。 |
| 保管上限     | 12.5㎡  |

|          |  |
|----------|--|
| 所在地      | 山梨県韮崎市下祖母石2278番地1  |
| 面積       | 10.9㎡(地下ピット)   |
| 産業廃棄物の種類 | 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん<br>以上16種類<br>※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。<br>上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。 |
| 保管上限     | 22.8㎡  |
| 高さ       | 2.1m   |

|          |  |
|----------|--|
| 所在地      | 山梨県韮崎市下祖母石2278番地1  |
| 面積       | 8.6㎡(地下ピット)  |
| 産業廃棄物の種類 | 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん<br>以上16種類<br>※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。<br>上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。 |
| 保管上限     | 18㎡  |
| 高さ       | 2.1m   |

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

|              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 平成元年 8月14日   | 新規許可                           |
| 平成28年 8月29日  | 許可の更新                          |
| 平成29年 11月28日 | 変更届(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の追加) |

5 積替え許可の有無

有

無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無